

自分の保険料を確かめてみましょう



介護保険料は、市区町村ごとに決められた「基準額」をもとに、みなさんの所得などに応じて段階的に決められます。

介護保険料額

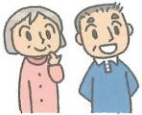
所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	32,400円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超え120万円以下の人	基準額×0.75	54,000円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人	基準額×0.75	54,000円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	64,800円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人	基準額	72,000円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	86,400円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	93,600円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	108,000円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.7	122,400円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

スタート!

生活保護を受給している

はい



いいえ

あなたに住民税が課税されている

いいえ

はい

前年の合計所得金額+課税年金収入額は?

80万円以下

80万円超120万円以下

120万円超

老齢福祉年金を受給している

はい

いいえ

同じ世帯に住民税を課税されている人がいる

はい

いいえ

前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下

はい

いいえ

前年の合計所得金額は?

120万円未満

120万円以上200万円未満

200万円以上300万円未満

300万円以上

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年4月からは、合計所得金額から「土地・建物の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除（第1～5段階のみ）」した金額を用います。

課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。